

個人 14

受 付	令和 7 年 8 月 26 日 (午前)・午後 11 時 49 分
--------	--------------------------------------

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 7 年 8 月 26 日

尾張旭市議会議員 殿

氏 名 山 下 幹 雄

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により9月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとに一問一答
☒	1回目から 質問事項 (大項目) ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



(4) 今後の関連公表及び市民説明の必要性について

1

質 問 事 項

老人いこいの家の統廃合計画について

No. 2

要

211

本市公共施設等総合管理計画、昨年作成された公共施設カルテにも示されているが、尾張旭市の将来に大きく影響を及ぼす課題が多岐にわたり提言されている。定量的に示された資料を精査して、ここは早急かつ合理的に行動する必要を強く感じている。利用者からも課題の山積した施設利用には、不安と不満の声が聞こえてきている。しかし、行政事務は計画、予算、運営管理と責任ある事務を進めなければならない。その上で、市民にとってベストな方針を市民利用者にも分かりやすく示すべきと考え、市内全域に配置された「老人いこいの家」をモデルとして、それら施設の方向性を問う。

- (1) 公共施設等総合管理計画と公共施設カルテの資料連携について
公共施設に関連する指針であり検討判断資料としての活用実績若しくは近い年度内の活用はあるか。
- (2) 老人いこいの家統廃合計画について
検討の有無、周知の必要性、計画期間の設定をどのように考えるか。
- (3) 老人いこいの家利用における受益者負担割合の考え方について
更新、統合などを踏まえ税配分の公平性の観点より、施設利用における方向性の転換が必要ではないか。

※ 申し合わせ事項に留意する。